

平成 30 年分の国外財産調書の提出状況について

平成 30 年分（平成 30 年 12 月 31 日時点）の国外財産調書は、平成 31 年 3 月 15 日を期限として提出されていますが、その提出状況は以下のとおりです。

国税庁では、引き続き制度の広報・周知に努めていくほか、国外財産調書の提出を要すると見込まれる方や記載内容に不備がある方に対して文書照会等を適切に行うなどの取組を継続し、その適正な提出を確保することを通じて国外財産に係る課税の一層の適正化に努めていくこととしています。

1 総提出件数

9, 9 6 1 件

※ 東京局 6, 413 件 (64. 4%) 大阪局 1, 405 件 (14. 1%)
名古屋局 719 件 (7. 2%) その他 1, 424 件 (14. 3%)

2 総財産額

3 兆 9, 0 1 4 億円

※ 東京局 2 兆 8, 494 億円 (73. 0%) 大阪局 5, 282 億円 (13. 5%)
名古屋局 2, 191 億円 (5. 6%) その他 3, 048 億円 (7. 8%)

3 財産の種類別総額

財産の種類	総額	構成比
有価証券	2 兆 1, 1 5 3 億円	54. 2%
預貯金	5, 7 8 2 億円	14. 8%
建物	4, 3 7 1 億円	11. 2%
貸付金	1, 8 8 0 億円	4. 8%
土地	1, 5 6 2 億円	4. 0%
上記以外の財産	4, 2 6 7 億円	10. 9%
合計	3 兆 9, 0 1 4 億円	100. 0%

※ 令和元年 6 月末までに提出されたものを集計しています。

※ 四捨五入の関係により、総財産額と局別の財産額の合計額及び財産の種類別の合計額は一致しません。

また、同様に局別の財産額の構成比の合計及び財産の種類別の構成比の合計は 100% になりません。

(参考) 過少申告加算税及び無申告加算税の特例措置※¹

国外財産調書制度においては、適正な提出を確保するための特例措置が設けられており、平成 30 事務年度における所得税及び相続税の実地調査の結果、特例措置を適用した件数及び対象となった増差所得等金額は次のとおりです。

	件 数	増差所得等金額
軽減措置※ ²	1 9 4 件	4 9 億 8 , 8 1 4 万円
加重措置※ ³	2 4 5 件	1 1 2 億 9 , 3 8 0 万円

※¹ 過少申告加算税及び無申告加算税の特例措置については、次頁「国外財産調書制度について」を参照ください。

※² 提出された国外財産調書に記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じた場合に適用します。

※³ 国外財産調書の提出がない場合又は提出された国外財産調書に記載のない国外財産に係る所得税の申告漏れが生じた場合に適用します。相続税及び亡くなられた方の所得税についての適用はありません。

国外財産調書制度について

1 制度の趣旨

近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化が喫緊の課題となっていることから、国外財産を保有する方にその保有する国外財産について申告をしていただく仕組みとして、国外財産調書制度が創設され、平成 26 年 1 月から施行されました（初回の調書は平成 25 年分）。

2 制度の概要

その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 5 千万円を超える国外財産を有する居住者は、翌年 3 月 15 日までに当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、税務署長に提出しなければならないとされています（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国送法」という。）5①）。

国外財産調書は、自主的に自己の情報を記載し提出するものであることから、適正な提出を確保するため以下の特例措置等が設けられています（国送法 6、10）。

① 加算税の軽減措置

提出された調書に記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても加算税を軽減（▲ 5 %）

② 加算税の加重措置

調書の提出がない場合又は提出された調書に記載のない国外財産に係る所得税の申告漏れが生じたときには、加算税を加重（+ 5 %）

③ 罰則の適用

正当な理由なく期限内に提出がない場合又は虚偽記載の場合に、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金